

ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター)
からのご案内

費用無料

地域の学び応援します！

～男女共同参画出前講座の募集～

ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター)では、上越市内の企業や学校、町内会、市民団体などが主催する勉強会や研修会などに、講師を派遣する男女共同参画出前講座の実施団体を募集します。この機会にぜひご活用ください。

《過去の開催テーマの一例》

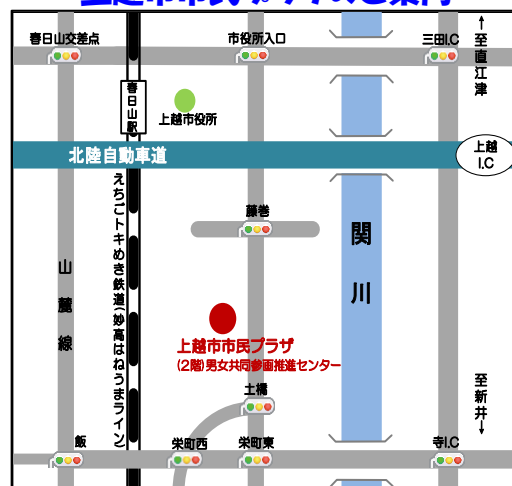
開催者	タイトル
企業等	「会社も社員も元気になる職場づくり」「セクハラ・パワハラ防止」 「子育て世代が働きやすい職場環境を作る方法」
学校等	「デートDV防止～お互いを大切にする関係とは～」 「高校生向けLGBT講演会」「子どもの虐待防止」
市民団体・ 町内会等	「少子高齢化時代の地域づくり」「男女共同参画社会の目指すもの」 「青少年の理解と、親・子への声かけについて」

※これらの講座は、実施団体の行事に組み入れるなどして、15～30分程度で「ミニ出前講座」としての開催も可能です。

- 開催期間 通年(ただし、平成31年3月までに完了するもの)
- 費用 講師の謝金及び交通費を市で負担します。
- その他 市の予算の範囲内で実施します。
できるだけお早めに申し込み下さい。

※応募方法等、詳しくは裏面をご覧ください。

上越市市民プラザのご案内



申込・お問い合わせ

ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター)

〒943-0821

上越市土橋1914-3 上越市市民プラザ2階

電話:025-527-3624

FAX:025-522-8240

e-mail:d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

平成 30 年度上越市男女共同参画推進センター出前講座の募集について

1 目的

社会のあらゆる分野において、固定的性別役割分担意識を解消し、男女が社会の対等な構成員として、互いの個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向け、職場や学校、地域における男女共同参画の推進を目的に実施します。

2 対象

上越市内の事業所、学校、町内会、市民団体 等

3 講座内容

「出前講座プログラム」から選択してください。

4 実施期日

- ・平成 31 年 3 月まで
- ・開催日時は、申込者の希望に基づき調整します。
- ・実施時間は、概ね午前 9 時から午後 8 時の間で、15 分以上 2 時間以内とします。

5 実施会場

上越市内で、申込者が指定する場所（会場は申込者で手配してください）

6 市が負担する経費

- ・講師に係る経費
 - (1) 講師への謝礼金（市の規定による）
 - (2) 講師の交通費（実費相当額）
- ※その他の経費（会場使用料等）は申込者の負担となります。

7 講座実施の流れ

	申込者	市(センター)	講師
① 出前講座依頼書の提出	○		
② 内容確認	○	○	
③ 会場確保	○		
④ 講師選定・依頼	○	○	
⑤ 内容打合せ(必要に応じ)	○	○	○
⑥ 講座の開催	○	○	○
⑦ アンケートの取りまとめ		○	
⑧ 報告書作成	○		

8 申込方法

- ・「出前講座依頼書」に必要事項を記入して、男女共同参画推進センターへお持ちいただくか、郵送、ファクシミリ、電子メール(d-sankaku@city.joetsu.lg.jp)で提出してください。
- ・申込は同一の年度につき、1団体1回とします。

9 その他

市の予算の範囲内で実施します。できるだけお早めにお申込み下さい。

■申し込み・問合せ

ウィズじょうえつ(男女共同参画推進センター)
〒943-0821 上越市土橋 1914-3 市民プラザ内
電話：527-3624 FAX：522-8240
Mail：d-sankaku@city.joetsu.lg.jp

■上越市男女共同参画推進センター出前講座プログラム

No.	主な対象	プログラム名	内 容	上越市第3次男女共同参画基本計画における重点目標
1	企業 ①経営者・管理職等 ②一般社員等	ワーク・ライフ・バランス	やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、豊かな人生を送ることができるよう、家庭や地域生活との調和を無理なく図るため、企業や個人ができることを考えます。	(1-2-1)労働環境の見直しの推進
2	企業 ①経営者・管理職等 ②一般社員等	ハラスメント防止	セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどの防止について考え、男性も女性も個性と能力を十分に発揮できる労働環境づくりについて考えます。	(1-2-1)労働環境の見直しの推進 (2-1-1)暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発
3	企業 町内会 市民団体	子育て・介護支援	少子高齢化、核家族化が進む社会の中で、子育てや介護は、誰もがいつか直面する問題です。仕事と子育て・介護との両立のために企業や個人ができることを考えます。	(1-2-2)子育て・介護への支援の充実
4	学校 児童・生徒	デートDV防止	高校生など若いカップルの間で、深刻になっているデートDVの実態について知り、防止のために、本人や友人ができる具体的な対策を学びます。	(1-1-4)子どもへの意識啓発の推進 (2-1-1)暴力防止に関する人権教育の推進及び啓発
5	学校 ①教職員 ②児童・生徒	子どもへの暴力防止	子どもたちを社会のあらゆる暴力から守るために、周囲の大人ができることを、男女共同参画の視点から共に考え、学びます。	啓発
6	町内会 市民団体	地域の男女共同参画	性別の違いを理由に役割を固定する意識や慣行について考え、男女共同参画の視点に立った地域づくりの必要性を学びます。	(1-1-2)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
7	企業 学校 町内会 市民団体	男女共同参画と人権	性別に関係なく互いの人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮しながら、生き生きとした人生を歩むために必要である男女共同参画についての基礎を学びます。	(1-1-1)男女共同参画についての理解の促進

【備 考】

全てのプログラムは、申込者の意向、参加者などを考慮し、より効果的な内容にアレンジをすることが可能ですので、ご相談ください。